

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 さいわい会

## 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さいわい会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員、第三者委員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員会委員、第三者委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人各理事の報酬総額は、年間5万円以内とする。

2 この法人の各監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。

3 この法人の理事長の報酬総額は年間250万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬等）

第 7 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、これに係る報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員を兼務する監事が同一日にその業務とほかの監事業務を遂行したときは、別表 2 により報酬を支払うこととする。

（評議員選任・解任委員会及び第三者委員会の出席報酬等）

第 8 条 評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員が当該の委員会に出席したときは、別表 3 により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第 9 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費・宿泊費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第 10 条 施設の職員を兼務する役員及び評議員選任・解任委員会委員は、この規程を適用せず報酬は支給しない。

（役員等の職務証跡）

第 11 条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡（別紙 1）の作成に協力するものとする。

（報酬等の支給日及び支給方法）

第 12 条 報酬等の支給日について、報酬は日額支給、又は 1 ヶ月の日額の合計額を給与規程に準じて、毎月 25 日に支給し、出張旅費等は必要な都度支払うものとする。

る

2 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長は評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

※一部変更 令和 2年 4月 1日 (条文の変更)

役員報酬等一覧表

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	15,000円
理事及び評議員業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円

別表 3 (日額)

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円
第三者委員会出席報酬等	3,000円

別表 4 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	実 費	4,000円	実 費

(※会議・研修等において、主催者側が指定した宿泊施設がある場合は、その宿泊料を支給する。)